

標準報酬定時決定基礎届・保険者算定申立に係る報酬の比較
(産前産後休業の保険者算定用)

所属番号	組合員番号	産前産後休業承認期間	休業開始日	休業終了(予定)日
			年 月 日	年 月 日

	標準報酬月額(短期給付)	※12月に満たない場合は対象となりません。
年 月	千円	
年 月	千円	
年 月	千円	
年 月	千円	
年 月	千円	
年 月	千円	
年 月	千円	
年 月	千円	
年 月	千円	
年 月	千円	
年 月	千円	
年 月	千円	

【4月～6月の報酬額等の欄】

算定基礎月の報酬支払基礎日数	固定的給与	非固定的給与	合計
年 4月 日	円	円	円
年 5月 日	円	円	円
年 6月 日	円	円	円

【標準報酬の月額比較欄】

産前産後休業以前の直近12月の標準報酬月額の合計額	産前産後休業以前の直近12月の標準報酬月額の平均額	
円	円	
短期給付標準報酬(A)	厚生年金標準報酬	退職等年金標準報酬
等級 月額	等級 月額	等級 月額
千円	千円	千円

本年4月～6月の報酬等合計額(※)	本年4月～6月の報酬等平均額(※)		
円	円		
短期給付標準報酬(B)	厚生年金標準報酬	退職等年金標準報酬	(A)と(B)の差が2等級以上(○又は×)
等級 月額	等級 月額	等級 月額	
千円	千円	千円	

【記載に当たっての注意事項】

この用紙は、標準報酬定時決定基礎届を届け出るにあたって、4月から6月までの間において産前産後休業を取得し、年間の標準報酬月額の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。

【標準報酬の月額(標準報酬月額)の比較欄】(※)部分を算出する場合は、以下にご注意ください。

- ① 支払基礎日数17日未満の月の報酬額は除く。
- ② 休職者給与を受けていることにより、報酬の一部が支給されない日がある月は、支払基礎日数が17日以上であっても当該月を除く。

【所属所長の証明欄】

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

年 月 日 職 名
所属所長 名 前

【備考欄】